

○御杖村農地整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業基盤を整備し農業経営の合理化を図り、もって地域の活性化と農業振興に寄与することを目的として、農地整備事業（国県補助金の交付を受けて行う事業を除く。以下「事業」という。）に要する経費に対し交付する御杖村農地整備事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定め、その交付に関しては御杖村補助金交付規則（平成15年御杖村規則第2号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、村内で個人又は法人が耕作する農業振興地域内の農地（休耕地を含む。）で、登記面積が10a以上かつ現況が田又は畑とし、次の表による農地整備事業経費とする。ただし、村税及び公共料金を滞納している者、過去10年以内において農地整備事業の補助を受けた農地は、対象外とする。

交付対象事業	事業内容
農地造成事業	表土の天地返し、良質土の投入等の土壌改良、床補修、高低差の是正等
区画整備事業	農作業効率向上を図る小規模面積農地を集約
暗きょ排水整備事業	地中に排水管や砂利等透水性の材料を埋め込み、地下の余剰水を排出させ農地の水はけの改善
休耕農地抜根事業	休耕地の再活用を目的とした樹木の抜根（果樹の改植は対象外）

2 前項の表に記す事業で、二つ以上の事業を同時に行う場合は、同一事業とみなすものとする。

3 補助対象工事は、村内業者が行うこととする。

(交付対象経費等)

第3条 この補助金の対象となる経費は、完了検査後に村が積算した額、又は申請者が実際に支払った額のいずれか低い方の額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条で決定した補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、御杖村農地整備事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。なお、農地の所有者と耕作者が異

なる場合は、対象農地の所有者と耕作者による同意書（別紙様式1）を添付しなければならない。

- (1) 設置位置図及び平面図
- (2) 現況写真
- (3) 御杖村農地整備事業補助金事業費調書（様式第2号）
- (4) 同意書（農地の所有者と耕作者が異なる場合）

2 申請は1個人又は1団体につき、年1回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 村長は、前条の申請書を受理した場合において適当と認めた場合、補助対象経費を積算し御杖村農地整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、村長は事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業変更の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業内容について変更しようとするときは、御杖村農地整備事業内容変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の変更決定）

第8条 村長は前条の規定による事業内容の変更を承認した場合において、補助金額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付決定の変更を行うものとする。

2 第6条の規定は、前項の場合に準用する。

（事業の中止又は廃止）

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに御杖村農地整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の完了）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したときは速やかに御杖村農地整備事業完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出し、検査等を受けなければならない。

- (1) 工事内容が確認できる写真
- (2) 領収書の写し等、事業実施者へ支払った金額が確認できるもの
- (3) 御杖村農地整備事業費内訳書（様式第7号）

（補助金額の確定等）

第11条 村長は、前条の検査により事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付対象経費の積算及

び交付すべき補助金の額を確定し、御杖村農地整備事業補助金確定通知書（様式第 8 号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 12 条 補助金の金額確定を受けた者は、速やかに御杖村農地整備事業補助金交付請求書（様式第 9 号。以下「請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 村長は、前条の請求書を受理した場合において適当と認めたときは、補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第 14 条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第 6 条の規定により村長が付した条件に違反したとき。

(2) 第 7 条の規定に違反したとき。

(3) 第 10 条の規定による村長の検査若しくは報告を拒んだとき、又は指示に従わなかったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(5) 補助金の交付を受けた日から起算して 5 年を経過しない間に対象農地での耕作を休止・廃止したとき。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（御杖村暗渠排水設置事業補助金交付要綱の廃止）

2 御杖村暗渠排水設置事業補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日告示第 56 号）は廃止する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

御杖村農地整備事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

御杖村農地整備事業補助金事業費調書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

御杖村農地整備事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

御杖村農地整備事業内容変更承認申請書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

御杖村農地整備事業中止（廃止）承認申請書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

御杖村農地整備事業完了届
[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

御杖村農地整備事業費内訳書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

御杖村農地整備事業補助金確定通知書
[別紙参照]

第 9 号様式(第 12 条関係)

御杖村農地整備事業補助金交付請求書
[別紙参照]

別紙様式 1

同意書

[別紙参照]